

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	沖縄県土木工 事積算システ ムメンテナンス 委託業務	令和7年 4月1日	29,810,000	(一財)日本建設情報総合 センター	東京都港区赤坂5丁目2 番20号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、システムの開発 者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運 用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の 所在が不明確となるおそれがあるため、契約の 相手方として選定した。	特命随意 契約
2	技術・建設 業課	BV CADソフト サポート業務委 託	令和7年 4月1日	3,652,000	(株)ビッグバン	東京都千代田区岩本町2 丁目8番12号NKビル9階	第167条の2 第1項第2号	ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者に バージョンアップ、バグ等の対応を履行させな ければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害 発生時に責任の所在が不明確となるおそれ があるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
3	技術・建設 業課	令和7年度建 設業許可・経営 事項審査電子 申請システム 電算処理業務	令和7年 4月1日	3,288,384	(一財)建設業情報管理 センター	東京都中央区日本橋大 伝馬町14-1	第167条の2 第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該 業務のため各県出資で設立した財団である。 委託先、国、各県をLGWANで結び、建設業許 可及び経営事項審査データの電子申請と電算 処理を行うものであり、当該業務を実施でき るのは当該システムを保有している同財団のみ であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
4	技術・建設 業課	営繕積算シス テムRIBC2 賃貸借	令和7年 4月1日	1,570,800	一般財団法人 建築コス ト管理システム研究所	東京都港区西新橋3-25- 33	第167条の2 第1項第2号	営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化 を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都 道府県及び政令指定都市が積算業務に関する ソフトウェアの共同開発と共同利用を推進す るため、「営繕積算システム開発利用協議会」を 発足した。 営繕積算システムは、本協議会からの依頼に より(一財)建築コスト管理システム研究所が開 発・整備し、著作権・所有権を有していることか ら、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	技術・建設 業課	建設業情報管理システム電 算処理業務	令和7年 4月1日	7,695,000	(一財)建設業情報管理 センター	東京都中央区日本橋大 伝馬町14-1	第167条の2 第1項第2号	委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用する情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
6	技術・建設 業課	沖縄県建設業 経営力強化支 援事業業務委 託	令和7年 4月1日	12,094,849	一般社団法人沖縄県中 小企業診断士協会	沖縄県那覇市字小禄 1831-1沖縄産業支援セン ター314号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県内建設業者の経営改善等の取り組みの支援や個別・具体的な相談へ対応するための選任建設業相談員配置及び、建設業者の自立促進を目的とした各種セミナーの開催等、建設産業の現状・課題把握及び業務遂行体制が求められる。そのため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。選定委員会において企画提案内容等を審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。	
7	技術・建設 業課	令和7年度土 木工事積算シ ステム資材等 単価データファ イル作成業務 (その1)	令和7年 4月11日	7,535,000	(一財)経済調査会沖縄 支部	沖縄県那覇市久米2丁目 2番20号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、別途作成する単価データと平均化した後、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
8	技術・建設 業課	令和7年度土 木工事積算シ ステム資材等 単価データファ イル作成業務 (その2)	令和7年 4月11日	6,094,000	(一財)建設物価調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	技術・建設 業課	令和7年度 沖 縄県リサイクル 資材評価認定 制度運営業務 委託	令和7年 5月16日	16,962,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、リサイクル資材の認定に係る新規 申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審 査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を 適正に行い評価委員会に諮る業務であり、品 質管理確認のための工場立入検査は公平・公 正に実施する必要がある。公平性や中立性が 求められる公益性の高いこれらの業務を履行 できる唯一の団体であるため、契約の相手方 として選定した。	特命随意 契約
10	技術・建設 業課	建設工事コスト 調査業務	令和7年 6月3日	7,766,000	一般財団法人経済調査 会沖縄支部	沖縄県那覇市久米2丁目 2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和7年3月に沖縄県建設業審議 会から知事に対し、「建設工事の最低制限価格 の見直しについて」答申した際、審議会の附帯 意見として、直近の年度における「建設工事コ スト調査」を実施し、令和7年度中に沖縄県建 設業審議会へ調査結果を報告するものとされ た。 今回実施するコスト調査では、前回調査との 継続性やさらなる分析が必要となるため、前回 の建設工事コスト調査の受注者を契約の相手 方として選定した。	特命随意 契約
11	技術・建設 業課	沖縄県建設行 政情報システ ム再構築に係 るプロジェクト 管理支援業務 委託	令和7年 4月2日	51,157,700	グラビス・アーキテク ツ(株)	東京都千代田区霞が関 三丁目2番5号霞が関ビ ルディング	第167条の2 第1項第2号	本業務は、次期建設行政情報システムの開 発段階におけるプロジェクトの立ち上げや各工 程の成果品の妥当性評価の助言、仕様変更部 分に係る工数・実現方法の助言等を行うもので ある。要件や仕様等を決定していくため、システ ム開発に関する知見のほか、現行システムの 業務やシステム利用所属の要望を熟知してい ることが求められる。 当該事業者は、令和6年度において次期シス テムの調達仕様書等作成に係る業務を実施し ており、これまでの関係各課との調整やヒア リング等を踏まえ、本件業務の特徴等を熟知し ていることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	技術・建設 業課	建設行政情報 システム機器 賃貸借及び保 守	令和7年 4月1日	27,573,216	FLCS株式会社 九州支 店	福岡市博多区東比恵三 丁目1番2号	第167条の2 第1項第2号	建設行政情報システムは、土木建築部の発注 する建設工事の執行管理及び事業者情報を取り 扱う、入札・契約等の事務に不可欠なシステ ムであり、平成19年度に新規開発、20年度から 導入している。その機器の選定や保守に当たっ ては、システムの構成や仕様を熟知している必 要があるため、機器の賃貸借は富士通グルー プのリース部門(会社)である富士通リース(株) だけとなる。	特命随意 契約
13	技術・建設 業課	沖縄県建設行 政情報システ ム再構築業務 (設計・開発業 務委託)	令和7年 4月30日	498,801,600	富士通Japan株式会社 沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和9年度からの新建設行政情 報システムの稼働に向けて、令和7～8年度に おいて当該システムの再構築を行うものでは ある。受注業者には、本業務への理解度の他に 、情報システムやプログラム等に関する高度な 技能に加えて、最新技術に関する専門的知見 を有することが求められる。 そのため、プロポーザル方式により広く公募を 行ったところ、1社から応募があった。選定委員 会において企画提案の内容等を審査したところ 、良好な評価であったため、契約の相手方と して選定した。	
14	道路管理 課	道路交通情報 に関する業務 委託	令和7年4 月1日	15,458,300	公益財団法人 日本道路 交通情報センター	東京都千代田区飯田橋 1-5-10	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県管理道路に関する情報の収集 及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通 情報センターに委託するものである。 日本道路交通情報センターは、道路利用者 の安全と利便を図るため、道路及び道路交通 に関する情報の収集及び提供を目的に設立さ れた法人であり、道路交通法第109条の2第2 項に規定する交通情報の提供に係る業務を実 施する機関として公安委員会に認定されてい る。県管理道路に関する情報の収集及び提供 業務と一体的に実施することが合理的かつ効 果的であるが、他に公安委員会の認定を受け ている機関がないことから、随意契約とするも のである。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R6-3)	令和7年5月7日	14,630,000	JRCシステムサービス株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市壺川三丁目2番地4	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第6号	本業務は沖縄県河川情報システムのうち、基幹システム及びテレメータ観測サブシステム関連の保守点検等を行うものであり、業務の対象となる既存システム及び設備等は、一体的な機能発揮が求められる密接不可分な関係にある。 システム等の開発者と同一の者に保守点検等を履行させなければ、既存システム及び設備等の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあったため、特命随意契約とした。	特命随意契約
16	河川課	河川情報システム保守点検業務委託(R6-2)	令和7年5月29日	5,566,000	沖縄パナソニック特機株式会社	沖縄県那覇市西2丁目15番1号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第6号	本業務は沖縄県河川情報システムのうち、基幹システム及びテレメータ観測サブシステム関連の保守点検等を行うものであり、業務の対象となる既存システム及び設備等は、一体的な機能発揮が求められる密接不可分な関係にある。 システム等の開発者と同一の者に保守点検等を履行させなければ、既存システム及び設備等の円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあったため、特命随意契約とした。	特命随意契約
17	河川課	令和7年度 公共土木施設情報管理業務委託(河川)	令和7年6月2日	2,838,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第6号	本業務は、前年度に竣工した工事を対象に、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川管理に関する基礎資料の作成及び竣工図面等を「公共施設情報管理システム」へ反映させる業務である。 当該業務は河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を有する(公財)沖縄県建設技術センターと特命随意契約とした。	特命随意契約
18	港湾課	令和7年度港湾物流グランドデザイン(仮称)策定検討業務委託	令和7年5月19日	20,394,000	パシフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社	沖縄県那覇市前島3-1-15	第167条の2 第1項第2号	本業務は、企画提案等に関する提案書に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できることから、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、4者から応募があり、提出された企画提案内容等を委員会において審査したところ、受注者として業務を遂行できる提案であることが確認できたため、左記の業者を選定し契約の相手方として契約した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	空港課	粟国空港航空 灯火改良工事 (R6-2)	令和7年6 月18日	69,960,000	株式会社大輝	沖縄県豊見城市字我那 覇445番地12	第167条の2 第1項第8号	令和7年2月4日付沖縄県土木建築部一般競争入札公告第182号の公告により再度入札を実施したが予定価格との金額が合わなかったため、落札業者がなかった。航空照明施設の改良工事等の実績があり、かつ、入札に応じたため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
20	空港課	与那国空港航 空障害灯復旧 設計業務	令和7年6 月26日	5,126,000	株式会社日本空港コンサル タantz	東京都中央区勝どき1－ 13－1	第167条の2 第1項第5号	航空障害灯は、航空機に対して航行の障害となる物件の存在を認識させるための施設であり、航空法第51条及び航空法施行規則第127条に基づき設置が義務付けられている。 与那国空港において、周辺にある与那国岳に設置されたNo.2航空障害灯の灯柱が倒壊し、現状使用不可となっており、与那国空港の航空機の安全な飛行に支障を与える可能性があるため、早急に復旧の対応が必要である。本業務は当該復旧を行うための設計業務である。 航空障害灯の早急に復旧するために、過去に基本設計及び実施設計業務を行い、航空障害灯の設置方法や構成を把握している日本空港コンサルタantzと地方自治法施行令第167条の2の第1項第5号に基づく契約を締結する。	特命随意 契約
21	都市公園課	令和7年度国 営沖縄記念公 園の公園施設 に係るモニタ リング支援委託 業務	令和7年 4月1日	19,199,400	一般社団法人日本公園 緑地協会	東京都千代田区岩本町3 丁目9番13号岩本町寿共 同ビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は広範かつ高度な知識と豊かな経験があることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
22	都市公園課	沖縄国際海洋 博覧会50周年 記念事業企画 展運営業務委託	令和7年 4月23日	18,224,076	一般財団法人沖縄美ら島 財団	沖縄県国頭郡本部町字 石川888番地	第167条の2 第1項第2号	過去に海洋博40周年記念イベントを開催するなど積極的に沖縄国際海洋博覧会について普及啓発活動を実施しており、また、海洋博公園及び首里城公園の指定管理を受託していることから、本件の両会場において質の高い企画展実施が可能と考えられ、令和6年度に50周年記念事業総合企画業務を実施し本事業について経緯・状況を熟知していることから本業務の目的を達成できると判断し契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	首里城復興課	令和7年度首里城復興基金事業製作検討業務	令和7年4月21日	75,152,000	株式会社国建 代表取締役社長 石嶺 一	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
24	首里城復興課	令和7年度首里城扁額製作検討業務	令和7年4月22日	111,012,000	株式会社国建 代表取締役社長 石嶺 一	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
25	首里城復興課	首里杜館新防災監視室等整備工事監理業務	令和7年5月8日	7,425,000	(株) 国建	沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	本業務の実施設計業務については、令和5年度に下記設計者が受注し、業務を実施している。 首里杜館敷地については、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の緩衝地帯に位置していることや文化財包蔵地であることなど、立地条件による業務の特殊性が高く、設計段階からの継続した調整事項が多い。 また、現在工事中である首里城公園管理センター増築等工事と連携し、防災設備機器の納まり検討、国営公園区域との連携に向けた国との調整、執務並行改修工事にあたっての仮設計画・施工順序を含む施設管理者との調整など業務が多岐に渡り、煩雑なため、首里城公園の管理体制構築に向けた検討内容、工事の与条件や関係法令等の適用状況、工事に向けた課題、現状のインフラ等整備状況などを熟知している当該設計者以外では、迅速かつ円滑な業務遂行は困難である。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	首里城復興課	令和7年度首里城歴史文化継承基金人材育成事業	令和7年6月18日	7,920,000	一般社団法人沖縄美ら島財団 理事長 湧川 盛順	沖縄県国頭郡本部町字石川888番地	第167条の2第1項第2号	本業務は、国、県、沖縄美ら島財団(以下、財団)、県立芸術大学の4者で締結した人材育成連携協定の枠組みの中で実施するものである、本業務を履行するためには、首里城に係る伝統的な建築等技術に係る研修をじゅうした実績を有するとともに、継承に向けて首里城及び関係団体と継続してかかわっていくことができる組織であることが求められる。左の団体は、首里城に係る伝統的な建築等技術の研修の実績を有する団体であるとともに、これまで首里城公園指定管理者として継続して携わっており、業務を遂行することができる唯一の団体であると認められるので、特命随意契約による委託契約を締結する必要がある。	特命随意契約
27	建築指導課	建築行政共用データベースシステム(ガバメントクラウド環境)利用契約	令和7年4月1日	3,110,250	一般財団法人建築行政情報センター	東京都新宿区神楽坂1-15	第167条の2第1項第2号	同システムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターが行っており、同社以外に契約できる機関はないため。	特命随意契約
28	建築指導課	設計等の業務に関する報告書の受理及び閲覧等業務	令和7年4月1日	584,200	一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会	沖縄県浦添市西原1丁目4番26号	第167条の2第1項第2号	本委託業務を行うためには、建築士事務所登録台帳を保有している必要があるが、同台帳の作成及び保有は、建築士法第26条の3の規定により、事務所登録等事務を行っている指定事務所登録機関(都道府県知事指定)に限られる。本県の指定事務所登録機関は、一般社団法人沖縄県建築士事務所協会のみであるため。	特命随意契約
29	建築指導課	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査委託業務(R7)	令和7年4月28日	8,600,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	(公財)沖縄県建設技術センターは、建築物省エネ法第15条に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、また、同センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等の、技術支援を適切に実施する能力と実績を有している唯一の機関であるため。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	建築指導課	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務	令和7年4月1日	2,431,000	一般財団法人 不動産適正取引推進機構	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号	第167条の2 第1項第2号	宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である同機構にその開発を委託しており、同機構のみが運用管理を一元化して担うことができるため。	特命随意契約
31	住宅課	県営住宅使用料等集金代行業務	令和7年4月1日	520,000	株式会社 沖縄債権回収サービス	沖縄県那覇市西1丁目19番7号	第167条の2 第1項第2号	法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収を行う体制を有しており、系列グループ外の債権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であるため	特命随意契約
32	住宅課	令和7年度住まいの総合相談窓口整備業務	令和7年4月1日	8,973,800	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2 第1項第2号	当該業務は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住まいの総合相談窓口を開設し住宅等に関する情報提供や各種相談など、県民の多様なニーズに対応していくことで、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものである。 情報提供、相談内容では「賃貸住宅(原状回復、隣人の騒音等)に関すること。」、「住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)に関すること。」、「住宅等の法律・税金・登記に関すること。」など、ソフト・ハードの面で多岐にわたる。 このことから、業務を担う条件として、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められる。 沖縄県住宅供給公社は、1966年に設立され、これまで分譲住宅や賃貸住宅の建設、公営住宅の維持管理など、県民によりよい暮らしの提供や、住宅行政の推進に取り組んでおり、住宅等建設に関する資金運営・技術力などの知識、トラブル調整・対応などの豊富な経験を有している。これまでの業務実績は県民に認知され、公平性に加え安心感や信頼度も高いことから本業務の成果を十分に発揮するものとして期待できる。 以上のことから、沖縄県随意契約ガイドライン「5 随意契約の適用基準(2)④」において、本契約の性質及び目的に沿って履行できる唯一の公共団体である。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	住宅課	県営住宅電算システム運用支援業務	令和7年4月1日	16,725,878	富士通Japan(株)沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号	第167条の2 第1項第2号	県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用を期するため、開発先の富士通Japan株式会社沖縄公共ビジネス部と随意契約することが適当であると判断したため。	特命随意契約
34	住宅課	県営住宅及び集会所の火災保険料	令和7年4月1日	32,720,463	公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー21階	第167条の2 第1項第2号	地方自治法第263条の2で規定される、地方公共団体が火災等による財産の損害に対し相互救済事業を実施する際に議会の議決を経て委託することができる全国的な公益法人であるため	特命随意契約
35	住宅課	県営住宅建物明渡等強制執行業務委託	令和7年4月17日	2,940,000	沖縄県住宅供給公社 理事長 仲嶺 智	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2 第1項第2号	本業務は入居者情報や住戸のカギを取り扱うことから個人情報及び施設管理の面から指定管理者に業務を委託する必要があるため。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	施設建築課	沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)本庁舎関連電気設備工事修正設計業務	令和7年5月8日	¥13,090,000	株式会社 環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	本業務は、令和5年9月に完了した沖縄県防災危機管理センター棟(仮称)本庁舎関連電気設備工事実施設計業務の修正設計業務である。 当該工事は当初は同年に着手の予定であったが、遺構が発見されたことから、本体工事について着手を延期したため、最新の単価への入替作業(見積もりの再徴取等)が必要となっている。 本体工事の着手が遅れ、管財課発注の本庁舎(行政棟)改修工事と同時期の施工となり、防災危機管理センター棟(仮称)から本庁舎への幹線の電圧を従来設計の200Vから400V引き上げ、ケーブル径を細くすることで、工事を低減することが可能となったため、単価入れ替え作業と併せて、修正設計を行う。 当該業務は、設計内容を熟知した上で設計図書の変更が必要となるため、実施設計段階での調整内容も含めた情報の把握などが必要であり、施設仕様上の制約がある。 以上のことから、左記相手方は実施設計業務を担当しており、限られた時間内で業務を円滑に遂行できるものと思慮され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。 また、随意契約とする場合、左記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当し、左記1者から見積書を取るものとしたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	施設建築課	令和7年度沖縄県土木建築部営繕技術支援業務(技術審査)	令和7年6月20日	¥10,021,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号	【業務内容】 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札(以下総合評価という。)において競争参加資格確認申請書等(以下申請書という。)の審査を行う業務である。 【契約相手を公益財産法人沖縄県建設技術センターに特定する理由】 申請書の審査にあたっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要があるため、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。 当該相手方は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。 以上から、公益財団法人沖縄県建設技術センターに委託することが適当である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公益財団法人沖縄県建設技術センターと随意契約を締結することとする。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	施設建築課	県営松川団地 建替工事(第2期)修正設計業務	令和7年6月24日	¥2,185,100	(株)かみもり設計・(株)具志堅建築設計事務所・(有)カイ設備 設計共同体	沖縄県浦添市宮城6-6-9	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	対象の設計業務は令和5年3月に完了した「県営松川団地建替工事(1期・2期)実施設計業務」に係る修正設計であり、都市計画法に基づく申請手続き業務を含んでいる。 また、実施設計完了後1年以上が経過したため、単価設定の見直し(見積取得含む)を行う業務となっている。 左記の設計業者は実施設計の内容を十分に理解しており、短期間でも的確かつ円滑に業務遂行ができることが期待される。 よって、左記設計者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の性質・目的が競争入札に適さないと考えられるため、左記設計業者と随意契約を行いたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	施設建築課	普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)監理業務	令和7年7月9日	¥3,113,000	株式会社 ワールド設計	沖縄県那覇市古島1-15-5 1F	地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)に係る監理業務である。 今回解体予定の校舎敷地は、狭隘な敷地となっており、工事施工においては安全性への配慮が必要となっている。 また、解体工事エリアに隣接して校舎があり、学校を運営しながらの工事となるため、工事期間中、別の予期し得ぬ事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が求められることとなる。 以上のことから、解体工事の対象となる施設において、構造上、施設利用形態上の制約があると判断される。 左記相手方は、解体工事の実施設計業務を担当しており、現場の状況を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するものとし、左記相手方を随意契約の相手方とし、1者からの見積書徴取としたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	施設建築課	県営愛知高層住宅昇降機改修工事	令和7年7月10日	¥56,081,300	株式会社 沖縄日立	沖縄県那覇市字安謝230	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	本工事は、県営愛知高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。 当該エレベーターは、メーカーの(株)日立ビルシステムの県内代理店であり施工業者である(株)沖縄日立により設置された。 工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、(株)沖縄日立以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。 エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、左記契約予定相手方と随意契約を行いたい。 また、沖縄県財務規則139条第1項ただし書きの特別の事情に該当すると考えられるので、左記1者から見積書を取ることにしたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	施設建築課	県営具志川東団地・桑江高層住宅昇降機改修工事	令和7年7月10日	¥106,150,000	沖縄東芝エレベータ株式会社	沖縄県那覇市字銘苅180-7	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	本工事は、県営具志川東団地および県営桑江高層住宅に設置されている既設エレベーターについて、建築基準法施行令の一部改正による耐震構造強化・戸開走行保護装置・P波感知式地震時管制運転装置の追加及びメーカー部品供給停止に伴う改修工事を行うものである。 当該エレベーターは、メーカーの東芝エレベーター(株)の県内代理店であり施工業者である沖縄東芝エレベーター(株)により設置された。工事発注にあたって、近年の県発注エレベーター工事の受注実績がある施工業者から参考見積りを徴収したところ、沖縄東芝エレベーター(株)以外は、安全及び品質が保証できない等の理由により、見積書の提出を辞退している状況である。 エレベーターは各社独自の技術により製造されており、メーカー及びその系列の施工業者でなければ部品の追加や制御装置等の改修ができないという現状がある。そのため、特定の者と契約しなければ改修工事の目的を達成できないケースであると思慮される。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、左記契約予定相手方と随意契約を行いたい。 また、沖縄県財務規則139条第1項ただし書きの特別の事情に該当すると考えられるので、左記1者から見積書を取ることとしたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	施設建築課	普天間高校改築工事(普通教室棟等)修正設計業務	令和7年7月28日	¥2,442,000	株式会社 ワールド設計	沖縄県那覇市古島1-15-5 1F	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	対象工事の普天間高校改築工事(普通教室棟等)の設計業務は、左記設計者により、普天間高校校舎解体工事の設計と併せて「普天間高校改築工事(普通教室棟等)実施設計業務」として令和4年度10月31日に完了している。 今回の修正設計業務では、単価入替、見積再徴収及び仮設計画の再検討を行うものである。現在、土木建築部施設建築課発注の普天間高校校舎改築工事(第1期・解体)が行われており、仮設計画を再検討するに当たり解体工事との調整を行うため敷地内の状況について熟知している必要がある。 したがって、左記設計者に引き続き委託することにより、円滑な業務の進捗が思料される。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記相手方を随意契約の相手方とし、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別な事情に該当するため、左記1者からの見積もり聴取としたい。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
43	施設建築課	沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事(SUB2受変電室)監理業務	令和7年8月22日	¥2,024,000	株式会社 ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	地方自治法 施行令第167条の2第1項 第2号	沖縄県工業技術センター受変電設備改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、左記設計者が受注しており、令和5年12月18日に完了している。 本業務は、改修工事における監理業務であり、工事を行うなかで、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化した際に、変更設計等迅速な対応が求められる。 また、停電作業を行う工事であり、入居者にも影響が見込まれることから、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、想定外施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。 よって、現場の状況等に特に精通した者を契約の相手方とする必要があることから、競争入札に適しないものと考える。 左記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。 以上のことから、改修工事という工事内容の特殊性により、左記設計者を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方としたい。 また、随意契約とする場合、左記以外の業者に履行させることがないため、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きにより、左記1者から見積書を取るものとしてしたい。	特命随意契約
44	北部土木事務所	北部管内植栽管理業務委託(R7-2)	令和7年4月1日	4,579,630	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地493番地の1	第167条の2 第1項第3号	当該団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五条第十一項 に規定する障害者支援施設、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業を行う施設に該当し、過去の業務実績もあることから、障害者の就労支援を目的として契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	北部土木 事務所	北部管内植栽 管理業務委託 (R7-3)	令和7年4 月1日	2,459,160	公益社団法人 名護市シ ルバー人材センター	沖縄県名護市大中二丁 目12番1号	第167条の2 第1項第3号	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 5条に基づき、地方自治体は高齢者等への就 業の機会の確保のために必要な施策を推進す るよう努めなければならない、とあり、過年度の 実績もあり、過去の業務実績もあることから、契 約の相手方として選定した。	特命随意 契約
46	北部土木 事務所	北部管内河川 緊急浚渫業務 委託(R6-1)	令和7年4 月21日	56,054,900	株式会社 まるくに	沖縄県名護市屋部1694 -1	第167条の2 第1項第9号	本業務は、北部土木事務所管内における緊 急浚渫推進事業対象河川の浚渫作業を行うも のである。当初、一般競争入札にて発注し、入 札・開札・事後審査を終えて落札者を特定した が、当該落札者が辞退し契約を締結しなかった ため、当該落札者を除く入札参加者の中から 最低額を入札した者を契約の相手方とした。	特命随意 契約
47	北部土木 事務所	北部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 7)	令和7年4 月15日	3,905,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特車両通行許可 申請における書類審査等の技術支援業務であ り、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性に ついて総合的に判断し、合理的かつ公平・公正 な審査を実施する必要がある。 沖縄県建設技術センターは、県市町村の出 資により設立されており、民間事業者との利害 関係が無い独立機関であり、公正・中立な立場 で審査を行える唯一の機関である。また、沖縄 県管理道路等の台帳を一元的に管理するため の「公共施設情報管理システム」を構築、運用 しており、審査に必要となる道路台帳等が保管 され適切な業務遂行が期待されることから、随 意契約の相手方とした。	特命随意 契約
48	北部土木 事務所	北部管内フラ ワークリエイ ション業務委託 (R7-4)	令和7年5 月30日	6,490,000	社会福祉法人 豊饒会	沖縄県本部町字渡久地4 93-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、草花植付と維持管理及び名護市 街アーケード柱への飾花ポットの植栽と維持管 理を行うものである。 北部管内の業務受託について、指定障害福 祉サービス事業者では当該法人のみ参加要請 があることから、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	北部土木 事務所	北部管内道路 及び河川ボラン ティア支援業務 委託(R7)	令和7年5 月29日	11,440,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町字新川1 35	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と 協働による継続的な緑化の推進を目的に、道 路や河川の美化活動を行っているボランティア 団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ継 続的に緑化事業を実施している団体で、県・市 町村・民間企業などの関係機関との連携を適 正に実施できることから、随意契約の相手方と した。	特命随意 契約
50	北部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R7-1)	令和7年6 月6日	3,278,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	技術審査業務は、公共工事の品質確保の促 進に関する法律に基づき実施する総合評価方 式一般競争入札において、競争参加資格確認 申請書の審査を行う業務である。 沖縄県建設技術センターは公正・中立な立場 で総合評価の技術審査を行える唯一の機関で あり、他に業務を遂行できる者がいないことか ら、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
51	中部土木 事務所	県道20号線 (泡瀬工区)橋 梁整備工事(桁 製作設備解体)	令和7年5 月30日	133,980,000	コーアツ工業(株)・沖縄 ピーシー(株)特定建設工 事共同企業体 ①コーアツ工業(株) ②沖縄ピーシー(株)	沖縄県浦添市宮城2丁目 17番2号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県随意契約ガイドライン5-(2)-㉑に該 当。 桁製作設備は事業完了まで全セグメントを製作 するために必要な設備であり、本橋梁建設のた めに製作した特殊仕様となっている。 本工事は、桁製作設備を所有するコーアツ工 業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと継続して契約し なければならない。 上記の理由により、当該工事の性質が、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定 する競争入札に適さないもの(特殊な技術、機 械又は整備等を必要とし、契約を履行できる者 が特定される場合)に該当するため、コーアツ 工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を 締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
52	中部土木 事務所	中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 7)	令和7年4 月15日	4,224,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	特殊車両通行申請は、貨物輸送の他、建設車 両系が多いことから、工事受注者等と利害関係 が無い独立した機関で審査することが求めら れ、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設 技術センター(以下、センターという。)は、社会 資本整備等への支援により県民福祉の増進に 寄与することを目的として、県及び市町村の出 損により設立され、民間事業者と利害関係の無 い独立した機関であり、公正・中立の立場で審 査を行うことができる。本業務は、平成30年度 からセンターへ委託し、円滑、公平、公正に事 務処理が遂行されている。よって、地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号に基づき、セン ターと随意契約を締結した。(沖縄県随意契約 ガイドライン5-(2)-⑩-オ)	特命随意 契約
53	中部土木 事務所	維持管理事業 技術審査支援 業務委託(R7)	令和7年5 月1日	4,169,000	(公財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を 適用し、(公財)沖縄県建設技術センター(以 下、センターという。)と随意契約を行った。 【特命随意契約とする理由】本業務は、「公共工 事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総 合評価落札方式による発注関係事務(技術審 査)である。 本業務の内容は、発注資料作成[公告文 (案)、入札説明書(案)]及び入札参加者から 提出される技術資料の分析・整理、ヒアリング 記録作成であり、発注・入札情報に接すること となる。センターは、建設事業の復興発展に寄 与することを目的として、沖縄県及び市町村の 出損により設立された財団である。このような 趣旨で設立されたセンターは、業務の性質上必 要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適 切に実施する能力と実績を有しており、民間事 業者との利害関係のない独立した唯一の機関 であることから、地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号及び沖縄県随意契約ガイドライ ン5-(2)-⑩-オに基づきセンターと随意契約を 締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	中部土木 事務所	中部管内道路 及び河川ボラン ティア支援業務 委託(R7)	令和7年5 月20日	25,003,000	(公社)沖縄県緑化推進 委員会	沖縄県南風原町字新川 135番地	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県随意契約ガイドライン5-(2)-⑤に定める規定により随意契約を行った。	特命随意 契約
55	宮古土木 事務所	宮古管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 7)	令和7年4 月21日	4,345,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7- 13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、道路法に基づく特殊車両運行許可申請における書類審査等の技術支援業務であり、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されており、民間事業者との利害関係が無い機関として公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。また、同センターでは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築・運用しており、審査に必要となる道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能であるため契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
56	宮古土木 事務所	保良西里線外 道路維持管理 業務委託(R7)	令和7年5 月12日	9,020,000	公益社団法人 宮古島市 シルバー人材センター	沖縄県宮古島市平良下 里416-4	第167条の2 第1項第3号	本業務は、快適な道路環境を確保するため 除草等の作業を行うもので、高齢者の雇用 安定及び促進等に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該センターの みであり、同センターは県及び宮古島市の公共 施設における清掃、除草等の類似業務に関す る実績を豊富に有し、実施体制が整備されてい ることから、本業務を適正に履行することが可 能であるため、契約相手方として選定した。	特命随意 契約
57	宮古土木 事務所	池間大橋橋詰 広場外2箇所 維持管理業務 委託(R7)	令和7年5 月13日	2,541,000	特定非営利活動法人 マーズ	沖縄県宮古島市平良狩 俣1155-1	第167条の2 第1項第3号	本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び 草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加 及び雇用の促進に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみ であり、同事業所は指定障害福祉サービス事 業所である他、県及び宮古島市の公共施設に おける清掃、除草等の類似業務に関する実績 を豊富に有し、実施体制が整備されていること から、本業務を適正に履行することが可能であ るため契約相手方として選定した。	特命随意 契約
58	宮古土木 事務所	比嘉ロードパー ク外4箇所維持 管理業務委託 (R7)	令和7年5 月14日	6,512,000	社会福祉法人 みやこ福 祉会	沖縄県宮古島市平良下 里3107番地の243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び草 花の植栽を行うもので、障害者の社会参加及 び雇用の促進に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみ であり、同事業所は指定障害福祉サービス事 業所である他、県及び宮古島市の公共施設に おける清掃、除草等の類似業務に関する実績 を豊富に有し、実施体制が整備されていること から、本業務を適正に履行することが可能であ るため契約相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
59	宮古土木 事務所	宮古管内道路 修景業務委託 (R7ー1)	令和7年5 月15日	4,345,000	社会福祉法人 みやこ福 社会	沖縄県宮古島市平良下 里3107番地の243	第167条の2 第1項第3号	本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行 うもので、障害者の社会参加及び雇用の促進 に資するものである。 公募したところ、参加申請は当該事業所のみ であり、同事業所は指定障害福祉サービス事 業所である他、県管理道路における草花植栽 等の類似業務に関する実績を豊富に有し、実 施体制が整備されていることから、本業務を適 正に履行することが可能であるため契約相手 方として選定した。	特命随意 契約
60	宮古土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(R7)	令和7年5 月23日	968,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1ー7 ー13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関 する法律」に基づく総合評価落札方式による発 注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報 に接することとなるため、工事受注者等と利害 関係がない独立した機関において業務を実施 する必要があり競争入札に適さない業務であ る。 沖縄県建設技術センターは競争参加者の技 術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総 合評価の技術審査を行える唯一の機関であ り、現状では他に代わる者はいないことから、 センターと随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
61	宮古土木 事務所	宮古管内道路 ボランティア支 援業務委託(R 7)	令和7年5 月27日	14,014,000	公益社団法人 沖縄県緑 化推進委員会	沖縄県南風原町新川13 5	第167条の2 第1項第2号	本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と の協働による継続的な緑化の推進を目的に、 道路の美化活動を行っているボランティア団体 の支援を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経 験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施してい る団体で、県・市町村・民間企業などの関係機 関との連携を適正に実施できる者であることが 必須であり、沖縄県内において条件を満たすも のは当該事業者のみであることから、契約の相 手方とした。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
62	宮古土木 事務所	伊良部大橋支 承補修工事調 整会議業務委 託(R7)	令和7年5 月29日	1,474,000	(株)日本構造橋梁研究 所	東京都千代田区岩本町3 -8-15	第167条の2 第1項第2号	本業務は、伊良部大橋支承補修工事について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約
63	宮古土木 事務所	世渡橋橋梁補 修工事調整会 議業務委託(R 7)	令和7年6 月12日	1,045,000	(株)沖縄構造設計	沖縄県うるま市字州崎12 番地の57	第167条の2 第1項第2号	本業務は、世渡橋橋梁補修工事について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約
64	八重山土 木事務所	八重山管内特 殊車両通行許 可申請等審査 支援業務委託 (R7)	令和7年4 月30日	4,191,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要がある競争入札に適さない。 建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。 また、同センターは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要な道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき建設技術センターと随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
65	下地島空 港管理事 務所	下地島空港港 湾衛生調査業 務委託(R7)	令和7年5 月20日	10,736,000	沖縄サニタリー株式会社	沖縄県那覇市西一丁目 17番19号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、感染症を媒介する有害生物の生態及び媒介する感染症、駆除方法など公衆衛生に係る専門的な知識及び技術を有する者が行う必要がある。 沖縄サニタリー株式会社は、公益社団法人ペストコントロール協会の地区協会として設置され、蚊やネズミ等の有害生物の生息調査、その結果に応じた薬剤使用の検討などのペストコントロールが行える県内唯一の業者であることから、当該事業者と随意契約を締結した。	